

患者さんの権利

患者さんは、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。また、医療は、患者さんと医療に従事するものが互いの信頼関係に基づき協働してつくりあげていくものです。

そのため、患者さんに主体的に参加していただくことが大切です。そこで、私たちは、患者さんの権利を尊重し、よりよい医療を目指して共に取り組んでいきたいと考えています。

1. より良質な医療を公平に受ける権利があります。

患者さんは、だれでも差別されることなく適切で安全な医療を受ける権利を持っています。この権利を尊重し、患者さんに対して常に公平であるとともに、より質の高い医療を目指して自己研鑽しています。

2. だれもが一人の人間として尊重され、

医療に従事するものとの相互の協力関係のもとで医療を受ける権利があります。

患者さん個々の人格価値観などを尊重し、互いに協力し合いながら医療をつくり上げていくよう努めています。

3. 医師による十分な説明と情報を受ける権利があります。

患者さんはご自分の病気についての正しい病名や病状、治療・検査内容とその危険性、予後について、薬の効用とその副作用などに関して理解し納得できるよう説明を受けることができます。

4. 患者さんの自己決定の意思を尊重します。

患者さんは自らの病気に関する十分な説明と情報提供を受けたうえで、ご自分の意志により検査・治療その他の医療行為を選択することができます。

5. 自己の診療記録の開示を求める権利があります。

6. 患者さんのプライバシーを尊重します。

患者さんの権利と責任は、よりよい医療を行ううえで大変重要です。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

臨床における倫理に関する方針

基本的人権はもとより当院の「職業倫理規程」、「患者さんの権利」、「個人情報保護規定」等に基づき、すべての職員が臨床における様々な問題に対応し、患者さんにとって最も望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床における倫理に関する方針を次のとおり定めます。

■患者さんの人権を守ります。

1. 説明義務(がん告知、知る権利に関するインフォームド・コンセントの徹底)
2. 守秘義務(個人情報保護)
3. 患者さんの立場に立った対応で良好な信頼関係を築くこと

■患者さんの自己決定権を尊重します。

1. 治療方法の選択(医療従事者との相互理解による患者さんの意思表示を尊重)
2. 医療参加「患者さんの権利」に関すること

■倫理委員会で審議を行います。

1. 終末期医療について
2. 宗教に関する問題
3. 医療行為の妥当性の問題
4. その他、倫理的に検討すべきと考えられること

■医療の進歩に必要な研究を実施します。

1. 説明義務(説明と同意に関するガイドライン)、守秘義務(個人情報保護)、人権の擁護
2. 受託研究、医薬品の臨床試験などの実施